

第 54 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 2 年度第 4 回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 2 年 8 月 21 日（金） 10 時 00 分～10 時 30 分
開催場所	滋賀県板金工業組合 会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 5 人） 石井利江子 片山 聡 佐野洋史 中 睦 平井建志</p> <p>労働者代表委員（定数 5 人） 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 大西省三 吉田 守</p> <p>使用者代表委員（定数 5 人） 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 4 人 待鳥労働局長、足立労働基準部長、 綿貫賃金室長、辰巳室長補佐、 唐牛賃金指導官</p>
主要議題	<p>滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について</p> <p>特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）</p> <p>特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）</p>
議事要旨	<p>1 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について 滋賀県労働組合総連合・コープしが労働組合外 1 名から時間額 868 円では少なすぎるため引上げを求めること等の異議の申出を審議した結果、答申通り滋賀労働局長に答申することを決定し答申。</p> <p>2 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について 窯業・土石製品、一般機械器具、精密機械器具・電気機械器具、自動車・同附属品の 4 業種については改正決定の必要性有り、新繊維工業、各種商品小売業については改正決定の必要性有りとの結論に達しなかったことを、滋賀労働局長に答申。</p> <p>3 特定（産業別）最低賃金の改正決定について 必要性有りとなされた 4 業種について滋賀労働局長から諮問。</p> <p>4 その他 今回は特定（産業別）最低賃金合同専門部会</p>